

令和二年六月十二日受領
答弁第二二一一号

内閣衆質二〇一第二二一号

令和二年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症の拡大による大幅な価格下落の影響を受けた京都府の農林水産業に対する経営継続のための支援の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本和嘉子君提出新型コロナウイルス感染症の拡大による大幅な価格下落の影響を受けた

京都府の農林水産業に対する経営継続のための支援の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者の経営の継続を図るための支援策として、令和二年度一般会計補正予算（第一号）等において、当該影響による価格の低下、売上げの減少等が生じている農林水産物等の販売促進に対する支援、野菜、花き等の高収益作物の次期の作付けに取り組む生産者への種苗等の資材の購入に対する支援、農林漁業者の経営維持・再建のための資金繰りの支援等の総合的な対策を講じているところである。

二について

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項に規定する肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこれらの生産者の状況を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構において、同項第一号に規定する積立金の積立てに要する負担金の支出を猶予し、これらの生産者の資金繰りを支援するとともに、当該交付

金の交付を行う際には、負担金の支出と積立金からの支払が同時に行われたものとする事等により、当該積立金が減少したとしても、当該交付金の交付に支障が生じないような運用を行っているところである。

鶏肉については、生産者と販売業者との間での長期契約に基づき安定した価格で取引が行われるのが一般的であることから、御指摘のような「価格安定制度」は、措置していない。

三について

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第七十七条第二号に規定する養殖共済（以下単に「養殖共済」という。）については、その対象とする水産動植物の養殖に係る生産金額を出荷調整等により意図的に変動させることができることから、御指摘の「減収」を補填の対象としていないところである。他方、養殖共済の加入者の経営の安定を図る観点からは、漁業収入安定対策事業において、養殖共済によって補填されない生産金額の減少について支援を行っているところである。

また、同条第三号に規定する特定養殖共済（以下単に「特定養殖共済」という。）については、同法の規定に基づく共済掛金の補助に加え、漁業収入安定対策事業においても当該共済掛金への補助を行うなど、所要の加入促進策を講じているところである。こうした中で、特定養殖共済の加入率は、生産額を基礎と

して算出すると、平成三十一年三月末において約八十五パーセントとなっていることから、当該加入率が御指摘のように極めて低いとは認識していない。

四について

御指摘の「原木の保管料や運搬料等に対する支援」については、令和二年度一般会計補正予算（第一号）において、国内の住宅着工の低迷等の状況を踏まえ、滞留している原木の保管費用や運搬経費等への支援を行っているところである。また、御指摘の「植林、地拵え、下刈り、保育間伐等への定額支援」については、令和二年度一般会計予算で措置を講じているところである。

五について

御指摘の「手洗い・トイレ等の衛生施設や空気換気設備」については、御指摘の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」（以下「交付金」という。）の交付対象である卸売市場における衛生管理についての機能強化に資する施設に該当する場合には、その整備に要する費用について交付金の交付の対象となり得る。

また、御指摘の「プレハブ冷蔵庫やコンテナヤード等の一時保管設備の整備」については、その具体的

に意味するところが必ずしも明らかではないが、交付金の交付対象である卸売市場における貯蔵・保管施設又は駐車施設に該当する場合には、その整備に要する費用について交付金の交付の対象となり得る。

なお、交付金の交付率を御指摘のようにかさ上げすることについては、卸売市場の施設整備における国と地方の適切な役割分担等に鑑み、困難である。